

# 津山市障害者活躍推進計画

機関名	津山市（市長部局）
任命権者	津山市長 谷口 圭三
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
津山市における障害者雇用に関する課題	<p>令和元年に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体において、厚生労働大臣が作成する指針に則して「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされました。</p> <p>津山市では、これまで障害のある方を対象とした採用試験を実施し、障害者の雇用推進に取り組んできたところです。しかしながら、令和元年6月1日付の障害者任免状況通報書にて、障害者雇用率が未達成となったことから、令和2年度から令和3年度までを計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行うこととしています。</p>

目 標	
1. 採用に関する目標	<p>○計画期間内に新たに障害者を2名採用することを目指す。</p> <p>（評価方法）</p> <p>①毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p> <p>②毎年度、全職員に対し、障害者であることの申告を呼びかける。申告は本人の同意により行うものとする。</p>
2. 定着に関する目標	<p>○不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）</p> <p>①毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基礎として、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理する。</p>

取 組 内 容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○総務部人事課長を障害者雇用推進者に選任する。</p> <p>○総務部人事課研修労務係長を障害者職業生活相談員に選任し、総務部人事課を障害者である職員の相談窓口として設定する。なお、障害者職業生活相談員に選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、岡山労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○障害のある職員が弊害を感じることなく就業できるよう、職場ごとに介助者を設ける等の措置を講じる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○新たに障害者を採用する際には、採用される者と人事課とで面談し、本人の特性を考慮した上で職務の選定（既存業務の切出し）及び創出（複数の作業の組合せ等による新規業務の創出）を着実にを行う。</p> <p>○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、岡山労働局に相談し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、毎年度末に実施している人事評価面談の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。</p> <p>○措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>